

一般競争入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成29年 1月13日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正 広

◎ 調達機関番号 017 ◎ 所在地番号 47

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

白衣等洗濯業務委託 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 業務委託期間

平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

(4) 納入場所

沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園

(5) 入札方法

落札者の決定方法は、最低価格落札方式をもって行うので、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2. 競争に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において開札時まで「役務の提供（その他）」でA、B、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。

(3) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

(4) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

3. 契約条項等を示す場所

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付及び問合わせ先、

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園 事務部会計課 会計班長 岩橋 竜一

電話0980-52-8331（内線8020）

(2) 入札説明書当の交付方法

本公告の公示の日から3の（1）の場所にて交付、または、国立療養所沖縄愛楽園のホームページより取得する事。

(3) 競争入札参加への必要書類の提出

電子入札の場合

- ・平成29年3月1日（水）15時まで
- ・資格審査結果通知書を添付
- ・誓約書・応札仕様書・質疑書（質疑が有無にかかわらず提出、様式は任意）を送付する事

・入札にて委任される場合は委任状の提出

紙入札の場合

- ・平成29年3月1日（水）17時まで
（郵送される場合は17時迄に必着）
- ・資格審査結果通知書を添付
- ・誓約書・応札仕様書・質疑書（質疑が有無にかかわらず提出、様式は任意）を送付する事

・別紙8（電子入札案件の紙入札での参加について）

・入札にて委任される場合は委任状の提出

(4) 入札書の受領期限

電子入札の場合

平成29年3月2日（木）10時30分

紙入札希望の場合

平成29年3月2日（木）10時30分

（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

開札日時 平成29年3月2日（木）11時00分

場 所 国立療養所沖縄愛楽園 会議室

4. 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システム対象調達案件である。なお、電子入札によりがたい者は、別に指定する様式により発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免 除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書の作成要否 要

(5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) その他 その他詳細は入札説明書による。

入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園における白衣等洗濯業務委託に係る入札公告（平成29年1月13日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

調達機関番号 017

所在地番号 47

2. 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 白衣等洗濯業務委託 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 業務委託期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日
- (4) 納入場所 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園

(5) 入札方法

落札者の決定方法は、最低価格落札方式をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の条項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

①未成年者、被保佐人又は被補助人で復権を得ない者。

②以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若

しくは数量に関して不正の行為をした者。

- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
- (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務提供（その他）」でA、B、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4. 競争入札参加への必要書類の提出

電子入札の場合

- ・平成29年3月1日 15時まで
- ・資格審査結果通知書を添付。
- ・誓約書・応札仕様書・質疑書（質疑の有無にかかわらず提出、様式は任意）を送付する事。
- ・入札にて委任される場合は委任状の提出

紙入札の場合

- ・平成29年3月1日 17時まで
- ・資格審査結果通知書を添付。

- ・誓約書・応札仕様書・質疑書（質疑が有無にかかわらず提出、様式は任意）を送付する事。
- ・別紙8（電子入札案件の紙入札での参加について）
- ・入札にて委任される場合は委任状の提出
（遠隔地にある業者は質疑についてファクシミリでもかまわないが入札書提出時には原本を用意すること）

5. 入札書の提出場所等

（1）入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園

事務部会計課 内線8020番

（2）入札書の受領期限

電子入札の場合

平成29年3月2日（木）10時30分まで

紙入札希望の場合

平成29年3月2日（木）10時30分

（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）

（3）入札書の提出方法

①入札書は別添の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成29年3月2日開札〔白衣等洗濯業務委託一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

②郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「平成29年3月2日開札〔白衣等洗濯業務委託一式〕入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接提出の場合と同様に氏名等を朱書し、上記5（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

④この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

（4）入札書の無効

①本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

②国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当

該入札書は無効とする。

③ 5 (3) ④の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札書が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名等を記入して押印(外国人の場合は署名を含む)をしておくとともに、開札までに代理委任状を提出しなければならない。

② 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 開札の日時及び場所

白衣等洗濯業務委託 一式

開札日時 平成29年3月2日(木) 11時00分

場 所 国立療養所沖縄愛楽園 会議室

(8) 開札

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとする時は、入札関係職員の求めに応じて競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

⑤ 開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書4の参加資格を有することを証明する書類等を受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、

これに応じなければならない。

(3) 競争参加資格の確認のための書類

- ①競争参加資格の確認のための書類は、等級決定通知書の写しとする。
- ②資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式

- ①本入札説明書5(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- ②落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことが出来ないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名捺印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名捺印するものとする。
- ③上記②の場合において、契約担当官等が記名捺印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名捺印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条の規定による。

(7) 障害発生時及び電子調達システムの操作等の問い合わせは下記のとおりとする。

・ヘルプデスク 0570-014-889

017-731-3177 (IP 電話等を利用の場合)

(8:30~18:30 土日祝祭日を除く)

・ホームページ <http://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなどの緊急を要する場合には、5（1）の入札書の提出場所に連絡すること。

白衣等洗濯業務委託入札仕様書

国立療養所沖繩愛楽園

1. 洗濯等業務仕様・作業手順

- ① 洗濯等業務……未処理洗濯物（数量確認・鉛筆等異物確認除去）搬出、洗濯、糊付、アイロン仕上げ、畳仕上げ、洗濯物搬入、各部署棚に分別配布
※白衣、ガウン……襟、肩部は手アイロン掛
※血液付着等感染性洗濯物については対応できるものとする。
平成29年4月1日～平成30年3月31日
- ② 作業手順
未処理洗濯物（数量確認・鉛筆等異物確認除去）搬出
各部署枚の数量確認（伝票記載）
 - ↓
洗濯、糊付、アイロン仕上げ、
(血液付着等感染性洗濯物は消毒仕上げとする。)
 - ↓
畳仕上げ、洗濯室搬入、各部署棚に分別配布

1 目的

当園において使用される白衣、診察衣、看護衣等を衛生的に使用できるようクリーニングし遅滞なく回収・納品することを目的とする。

2 回収・納品場所

住所：沖縄県名護市宇済井出1192番地

場所：国立療養所沖縄愛楽園洗濯室

3 回収日及び納品日

原則、毎週：月曜日・水曜日・金曜日を回収日(祝祭日を除く)とし、回収したものは、次の回収日に納品するものとする。(ただし、しみ抜き等特別の事情がある場合にはこの限りではない。)また、休日が3日以上続く時は、双方協議の上、回収・納品日を決めるものとする。

4 業務内容

- ・クリーニングの品目：白衣等(看護衣等)（委託契約書第4条参照）
- ・回収方法：白衣等の回収については、洗濯職員1名の立会の上、品目ごとに仕分けと枚数等の確認を行うものとする。
- ・納品方法：別紙図面に示した納品場所において品目ごとに枚数等の必要事項を納品書等に記載し、洗濯職員1名の立会の上、納品するものとする。

5 実施方法

- ・洗剤は無リン洗剤を使用のこと。
- ・漂白は、白生地のみとし、過炭酸ソーダを重量比4%以内で使用し、生地を損

なうことないよう十分注意すること。

- ・糊は合成糊を使用し重量比5%により仕上げをすること。
- ・洗濯は、適量の洗剤を使用して、40°C～50°Cの適量の温湯中で10分以上洗いを行うこと。
- ・すすぎは、清浄な水を用いて、初回は40°C～50°Cの温湯中で3分間～5分間行い、2回目も初回と同様のすすぎを行うこと。また、各回ごとに換水すること。
- ・しみ抜きは、繊維の種類、しみの種類、程度等に応じた適当な薬剤を選定し、しみ抜き作業を行うこと。
- ・白衣等のクリーニングに使用した薬剤及び洗剤等が仕上げの終わった看護衣等に残留することがないようにすること。

6 衛生管理

- ・受託者は、看護衣等の処理及び取扱を適正に行うための自主管理体制を整備し、クリーニング師及びその他の適当な者（以下クリーニング師等）にこれらの衛生管理を行わせること。
- ・クリーニング師等は、クリーニング所における白衣等の処理及び取扱いが衛生上適切に行われているかどうかを常に確認し、その衛生確保に努めること。
- ・仕上げの終わった白衣等は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染しないよう衛生的に取り扱うこと。
- ・血液付着等感染性洗濯物は、外部に感染しないような対策を行うものとし、消毒仕上げとする。

7 その他

- ・受託者は看護衣等のクリーニングに関し、欠損、しみ、汚染、紛失等クリーニング時における管理上不適当なことのないように注意すること。また万一欠損等があった場合は、修復等について、委託者の指示に従うこと。
 - ・万一欠損等（チャック、ボタン等）があり、委託者又は受託者の双方に責任が見られない場合、委託者から依頼があったときは個人負担分を徴収し修復を行うこと。
 - ・受託者は白衣等の回収・納品に際し、構内の建物又は工作物を汚損、棄損した場合は、委託者の指定する期限内に乙の負担により、すみやかに原型に復さなければならぬこと
 - ・受託者又はクリーニング師は、白衣等のクリーニング及び納品・回収等に関し、常に従事者の教育及び指導に努めること。
- ※ 受託者は上記に関し、従業員教育計画表及び実施表の資料等を提出すること。
- ※ 受託者は受託者の従業員に発注者(国立療養所沖縄愛楽園)が案内する園職員教育・研修に参加させること。
- ※ 受託者は委託業務の事故発生したとき、受託者の現場責任者は発注者の責任

者に直ちに報告すること。

事故発生時の対応手順を乙の従業員が周知するように受託者は教育すること。
教育した事実の記録を発注者へ提出すること。

※ 受託者は業務上の事故に対する賠償責任保険へ加入し、賠償責任保険契約書の写しを発注者へ締結後、速やかに提出すること。

※ クリーニング業法に基づくクリーニング所検査確認済証の写しを発注者へ提出すること。

※ クリーニング師が配置されていること。免許が確認できる写しを発注者へ提出すること。

※再委託

(1) 受託者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

(2) 業務のうち総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分については第三者に委託してはならない。

(3) 業務の一部を再委託する場合は、当該再委託の契約額は原則として本契約額の2分の1未満でなければならない。

(4) 受託者は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

(5) 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

(6) 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、受託者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(7) 受託者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(8) 受託者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

(9) 受託者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

① 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

② 事業参加者の住所の変更のみの場合。

③ 契約金額の変更のみの場合。

(10) 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受託者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

※引き継ぎ

入札の結果等により受託者が変更される場合、園の運営に支障を来さないよう新たな受託者に適切に引き継ぎを行うこと。

白衣等洗濯業務委託契約書（案）

委託者支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に白衣等洗濯業務について、次の条項をもって契約を締結する。

第1条 契約保証金は免除する。

第2条 甲及び乙は本契約条件並びに別に定める仕様書に従い、これを履行しなければならない。

第3条 契約期間及び納入場所は下記のとおりとする

契約期間：契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

納入場所：国立療養所沖縄愛楽園 洗濯室

第4条 契約金額

品名	規格	単位（枚）	単価（円）	消費税等額（円）
白衣外別紙内訳書のとおり				

上記消費税等額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の7及び72条の83の規定に基づき契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

第5条 乙は、納品のときは甲に通知し立会のうえ検査を受けなければならない。

第6条 乙は、甲の行った検査に不合格となった場合には、甲の指定する期限内に手直しを行う。この場合において、乙はこれを拒むことができないのみならず、これに伴う一切の費用を負担すること。

第7条 乙（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に定める中小企業者）は、本契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第2項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2. 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合に

あつては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

① 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を有する。

② 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

③ 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3. 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

4. 乙は、第1項但し書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

第8条 乙は、第10条以外の事情により作業期限内に履行できない場合は作業期限の延長を申し出ることができる。

第9条 前条の遅滞料は、その納期の翌日から起算して履行した日までの日数に応じて、1日につき遅延となった部分に相当する額に対して、100分の1の率により算出した額とする。

第10条 天災地変その他乙の責に帰しがたい事由により、作業期限内に履行できないときは、乙はその事情を詳記して期限内に履行延期の申し出をすることができる。

この場合、甲はその申し出をやむを得ないと認めたときは特に前条の延滞料を免除して作業期限の延期を許可することができる。

第11条 甲はこの契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

一 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む）。

二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）同法第3条、第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより同法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき、又は同法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

2 第6条及び第10条により、特に延期した場合を除き作業期限内に履行されないとき。

3 甲において、乙が到底完全に契約を履行する見込みがないと認めたとき。

4 乙において、本契約の解除を申し出たとき。

5 甲が行う検査、監督に際して、乙もしくは代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ又は詐欺その他の行為があると認めたとき。

6 甲において、到底作業期限内に履行できないとみとめたとき。

7 乙が契約者たる資格を欠いたとき。

第12条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第3条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額（契約期間を定めない場合は契約代金額）の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一. 第11条第1号の刑が確定したとき。
- 二. 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条第5項の規定により、確定したとき。
- 三. 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項の又は第3項並びに第67条の規定による審決（同法第66条第3項による原処分全部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く）を行い当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
- 四. 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。

2. 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

第13条 第11条により甲が契約を解除したときは、同条第3号に該当する場合で乙に正当な事由があるときは、又は同条7号によることを除き、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に国庫に納付しなければならない。

第14条 乙は、甲が契約に違反したことにより業務の遂行が不可能になったときは、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。

第15条 甲は、第11条の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

2 乙は、第14条の規定により契約を解除した場合は、乙が直接受けた損害額を、甲に請求することができる。

第16条 契約解除の場合において履行済部分のあるときは、甲において相当と認める額を乙に支払う。

第17条 甲は、この契約を甲の都合により変更することができ、乙はこれを拒むことはできない。ただし、これに伴う契約金額の増減及び履行期の伸縮は甲が定める。

第18条 乙は、第5条の検査後であっても、履行内容にかしがあるときは、乙はその責任を負うものとし、甲の指示に従わなければならない。

第19条 甲は、確認又は検査に合格した後、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

第20条 甲が前条の期限内に対価を支払わないときは、期限の翌日から起算して支払の日まで年2.8%の遅延利息を支払う。

第21条 甲及び乙は、この契約のほか、次の各号に定める特約条項を締結する。

- (1) 談合等の不正行為に係る解除

(2) 談合等の不正行為に係る違約金

(3) 違約金に関する遅延利息

(1) (談合等の不正行為に係る解除)

甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む)。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(2) (談合等の不正行為に係る違約金)

乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(3) (違約金に関する遅延利息)

乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当

該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第22条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式第1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第23条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第22条第2項但し書きに該当する場合を除き様式第2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

第24条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第2により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者

(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合

(3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直積的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有しているとき
(行為要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再委託者(再委託以降すべての受託者を含む。)並びに自己又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約に関する契約解除)

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は不当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第29条 甲は、第14条、第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第14条、第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第31条 この契約について甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ、選定した者に調停を依頼する。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

乙

様式1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称
代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称
代表者氏名

印

履行体制図変更届出書

契約書第18条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- 各事業参加者の事業名及び住所
- 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- 各事業参加者の行う業務の範囲
- 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			

(別紙5)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関すること
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
4. 契約代金の請求及び受領に関すること
5. 復代理人の選任に関すること
6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙5)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所
氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関すること
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
 4. 契約代金の請求及び受領に関すること
 5. 復代理人の選任に関すること
 6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

サンプル

(別紙6)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名 ○○○○株式会社

△ △ △ △

委任事項 入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名

委任事項

入札に関する一切の権限

委任期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙7)

委 任 状

私は××××を〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇（競争参加者）の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店

支店長△ △ △ △ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙7)

委任状

私は _____ を _____ (競争参加者) の
復代理人と定め、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日貴園において執行される「白衣等洗濯業務委託
一式」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 入札に関する一切の権限

委任期間 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

受任者(復代理人) 使用印

受任者使用印

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(住所)

(氏名)

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

サンプル

(別紙1)

入札書（第 回目）

品名 白衣等洗濯業務委託一式

入札金額 金 _____ 円也

仕様書、入札説明書、及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙1)

入札書(第 回目)

品名 白衣等洗濯業務委託一式

入札金額 金 _____ 円也

様書、入札説明書、及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

サンプル

(別紙2)

入札書 (第 回目)

品 名 白衣等洗濯業務委託一式

入札金額 金 _____ 円也

仕様書、入札説明書、及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○

代理人 ○○○○株式会社△△支店
支店長 □ □ □ □ 印

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙2)

入札書 (第 回目)

品 名 白衣等洗濯業務委託一式

入札金額 金 _____ 円也

仕様書、入札説明書、及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

サンプル

(別紙3)

入札書 (第 回目)

品 名 白衣等洗濯業務委託一式

入札金額 金 _____ 円也

仕様書、入札説明書、及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ◎◎ 株式会社
代表取締役社長 □□ ◎◎

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙3)

入札書(第 回目)

品名 白衣等洗濯業務委託一式

入札金額 金 _____ 円也

仕様書、入札説明書、及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

サンプル

(別紙4)

入札書 (第 回目)

品名 白衣等洗濯業務委託一式

入札金額 金 _____ 円也

仕様書、入札説明書、及び契約書案等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○

復代理人

△ △ △ △ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙4)

入札書（第 回目）

品 名 白衣等洗濯業務委託一式

入札金額 金 _____ 円也

仕様書、入札説明書、及び契約書案等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約に相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

別紙 8

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

住 所

商 号

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名 白衣等洗濯業務委託
- 2 電子調達システムでの参加できない理由